

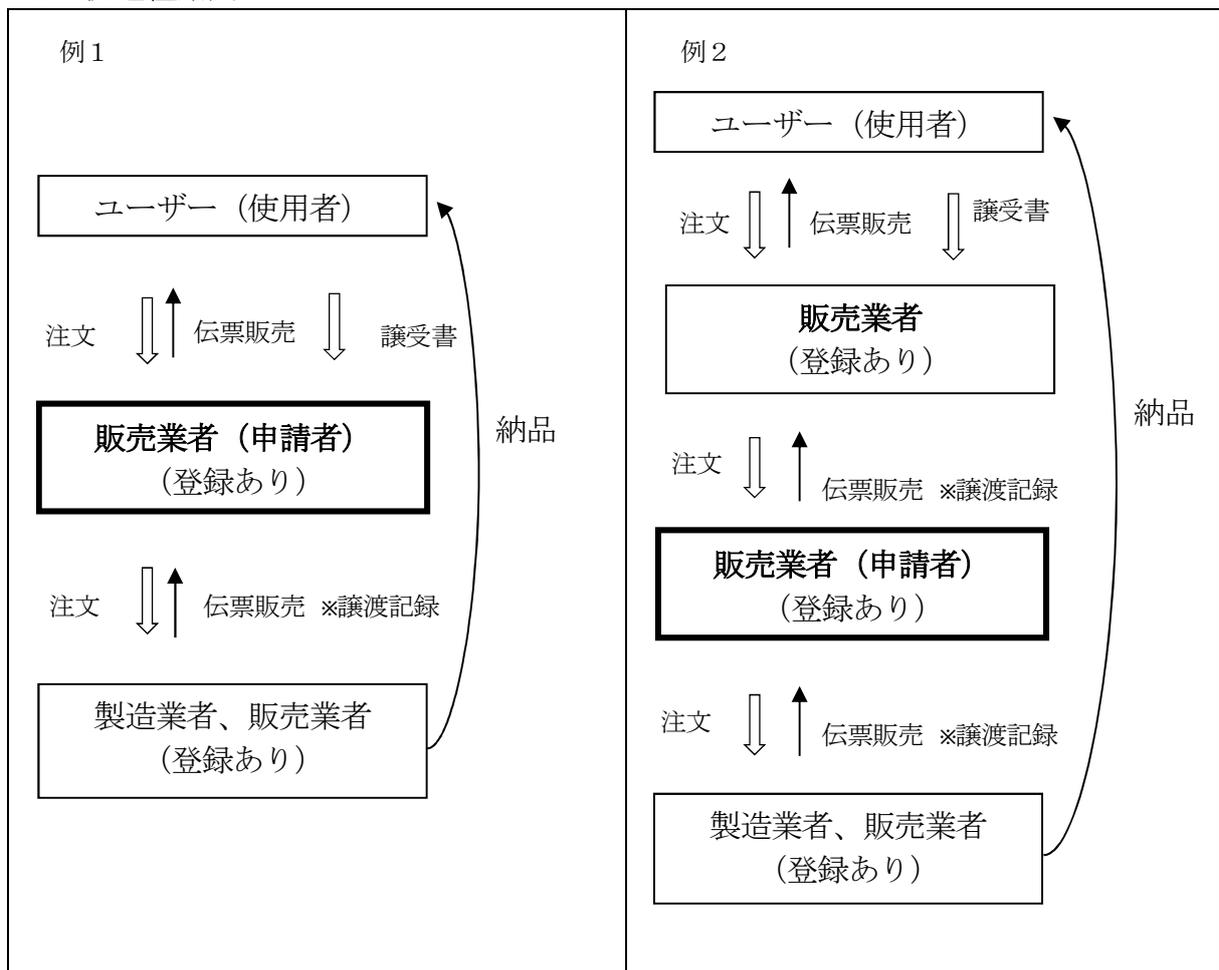
(流通経路図作成例)

流通経路について

1 取扱品目

毒劇物の別	商品名	成分名

2 流通経路図



3 製造業者名、販売業者名

名称	所在地

譲渡手続きについて（毒物及び劇物取締法第14条）

(1) 毒物劇物営業者へ販売する場合

販売する側が、①～③の事項を書面に記載し、5年間保存する。

- | |
|---|
| ① 毒物又は劇物の名称及び数量 |
| ② 販売又は授与の年月日 |
| ③ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） |

※ 必ず相手方の毒物劇物販売業の登録の有無を確認すること。

(2) 毒物劇物営業者以外へ販売する場合

譲受人から、①～③の事項を記載し捺印した書面（譲受書）を受け、5年間保存する。

※ 必ず相手の身元確認を行い、利用目的を聴き取り、毒劇物の種類や量が適当であることを確認すること。